

# 仙台市地域防災計画修正箇所一覧表（抄）

## （原子力災害対策編）

資料 2-3-4

頁	該当箇所	備考
P46 第 2 章 第 2 節 市からの情報発信	<b>1. 平時の備え</b> (1)～(2) (略) (3) 情報項目の整理 市は、役割に応じて市民等のニーズを十分把握し、市民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を災害対応のフェーズや場所に応じて適切に提供する。平時において、市民等のニーズに応じて提供すべき情報の項目を整理する。 ・原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、 <del>SPEEDI</del> による放射能影響予測等） ・農産物等の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況 ・市が講じている施策に関する情報、市民等がとるべき措置や注意事項 ・交通規制、避難経路や避難場所 等	原子力災害対策指針及び県地域防災計画の反映
P55 第 2 章 第 4 節 退避・避難・避難受入れ	<b>1. 平時の備え</b> <b>1-2. 他市町からの避難の受入れ</b> (1) 他市町からの避難の受入れ体制の整備 <del>市は、県及び原子力発電所周辺市町からの要請に基づき、他市町からの避難者の受入れ体制を検討する。避難者を受け入れる避難施設については、公共施設を対象に、その管理者の同意を得て他市町からの一次避難者のための避難施設として選定する。</del> <u>市は、県及び女川原発周辺市からの要請に基づき、他市からの避難者を受け入れるため、平時より体制を整える。</u> <b>ア 協議及び協定</b> <u>県の「避難計画[原子力災害]作成ガイドライン」では、UPZ である概ね 30km 圏内の 7 市町の圏外への避難先の割振りを定めており、市は、石巻市と東松島市から避難者を受入れることとされている。</u> <u>市は平時より、両市と受入れに関する体制や手続きについて協議を行い、基本的事項については協定等で定めておく。</u> <b>イ 受入れ人数</b> <u>市は、原子力災害発生時において、ともに UPZ 内の石巻市 (40,605 人) と東松島市 (24,200 人) から 64,805 人の避難者を受入れる。</u> <b>ウ 施設の選定</b> <u>市有施設を対象に、その管理者の同意を得て他市からの避難者のための避難所等として選定する。</u> <div style="text-align: right;"><u>(資料〇 - 〇「原子力災害広域避難者受入れ施設一覧表」参照)</u></div>	県避難計画作成ガイドライン、協議事項の追加
P58 第 2 章 第 4 節 退避・避難・避難受入れ	<b>2. 事故発生後の対応</b> <b>2-2. 他市町からの避難の受入れ</b> (1) 他市町からの避難の受入れの実施 <del>PAZ 内 (女川町、石巻市の約 2 千人) においては、全面緊急事態に至った時点で、原則としてすべての住民等に対して UPZ 外への避難を即時に実施しなければならないとされている。</del> <del>また、UPZ 内 (女川町、石巻市、南三陸町、登米市、涌谷町、美里町、東松島市の約 221 千人) においては、原子力施設の状況に応じた段階的な避難や、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、避難や一時移転を実施しなければならないとされている。</del> <del>市は、全面緊急事態が発生し、他市町からの避難者の受入れが決定した場合に、避難者の対象人数・世帯数等の支援ニーズを確認のうえ、あらかじめ定めた避難施設を速やかに開設し、避難者を受け入れる。その際、受け入れた避難者について被災地住民登録票等様式に記録する (2-3.その他参照)。受入れ状況等に関しては、県へ随時報告する。</del> <del>市は、関係自治体からの避難者を受け入れた場合、県及び関係自治体と協議の上、避難者に飲食物や生活必需品を供給するとともに、避難者の受入れを行った関係自治体の行政機能の継続のため、必要に応じて、市内の施設を代替拠点として提供しよう努める。</del> <del>市は、他市町からの避難が中長期化する場合において、供給する物品、提供する支援が不足し、調達の必要がある場合は、県や国 (物資関係省庁)、あるいは原子力災害対策本部等に物資の調達等の支援を要請する。</del> <u>UPZ 内 (女川町、石巻市、南三陸町、登米市、涌谷町、美里町、東松島市の約 208 千人) におい</u>	県避難計画作成ガイドライン、協議事項の追加

	<p>ては、<u>原子力施設の状況に応じた段階的な避難や、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、避難や一時移転を実施しなければならないとされている。</u></p> <p><u>ア 避難者受入れ要請の受諾</u></p> <p>市は、<u>女川原発で警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合、県又は避難元自治体から避難の可能性について情報提供を受け、全面緊急事態が発生した場合、県又は避難元自治体から避難者の受入れについて要請を受けることとされている。</u></p> <p>市は、<u>以下の場合のときのみ避難者を受け入れる。受け入れられない場合は、県と避難元自治体にその旨を伝達する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>市の施設が使用可能であり、市内の避難者が発生していない又はわずかである</u></li> <li>・<u>市内でライフラインが大規模に停止するなどの被害がない</u></li> <li>・<u>原発事故による市への影響が少ない</u></li> </ul> <p><u>イ 避難所受付ステーションの開設と避難者の受付</u></p> <p>市は、<u>避難者の受入れを決定した場合、避難元自治体に避難者の対象人数、世帯数などを確認のうえ、避難所受付ステーションを開設する。避難所受付ステーションでは、避難者の本人確認を行い、あらかじめ定めた避難所へ案内する。</u></p> <p><u>ウ 避難所の開設と避難者の受入れ</u></p> <p>市は、<u>避難所を開設し避難者を受け入れる。</u></p> <p><u>なお、避難所の使用は原則として 20 日以内とするが、災害の状況や避難者の人数等により必要に応じて延長もしくは他の施設への移動することについて、県および避難元自治体と協議する。</u></p> <p><u>エ 避難所の運営</u></p> <p>市は、<u>避難初期の段階については避難所の運営を主体的に担うが、避難元自治体の体制が整い次第、避難所の運営を避難元自治体に引き継ぐ。</u></p> <p><u>オ 物資の供給</u></p> <p><u>避難者が使用する飲食物や生活必需品については、避難元自治体が用意することを原則とするが、不足する場合には可能な範囲で緊急的に市の備蓄物資を供給する。</u></p> <p><u>供給する物品が不足し、調達が必要がある場合は、避難元自治体を通じ、県や国（物資関係省庁）、あるいは原子力災害対策本部等に物資の調達等の支援を要請する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(資料〇 - 〇「原子力災害広域避難者受入れ施設一覧表」参照)</u></p>	
<p>P60 第 2 章 第 5 節 被ばく対策</p>	<p>県は、原子力災害時における住民等の健康管理、汚染検査、身体除染等を実施するため、原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアルを策定し、<u>緊急時原子力災害医療実施体制</u>を整備するものとしている。</p> <p>市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等の<u>緊急被ばく原子力災害医療</u>について協力するとともに、必要に応じて体制の整備に努める。</p> <p>被ばく対策は、県内全域での連携による対策が求められるものであることから、検討に際しては、国の指針を踏まえ、県と調整するものとする。</p> <p>安定ヨウ素剤の予防服用の具体的な配備及び運用方法については、今後の原子力規制委員会の検討結果を踏まえるものとする。</p> <p><b>1. 平時の備え</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等における検査・<u>被ばく原子力災害医療</u>体制の整備</p> <p>県の計画では、県が国と協力し、<u>緊急被ばく原子力災害医療</u>体制の構築、<u>緊急被ばく原子力災害医療</u>派遣体制及び受け入れ体制の整備・維持を行うものとされている。また、<u>緊急被ばく原子力災害医療</u>を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとされている。</p> <p>市は、避難施設等における<u>スクリーニング避難退域時検査</u>及び簡易除染の結果、身体の除染を講じるための基準を超えた市民等及び他市町からの避難者を対象として、県と連携し、初期被ばく医療機関等に搬送するために必要な対応を定める。また、県が国の指針を踏まえて行う初期被ばく医療機関の<u>緊急時原子力災害医療</u>に協力するため、必要に応じて体制整備を図るものとする。</p>	<p>県地域防災計画 原子力災害対策 指針及び県地域 防災計画の反映</p>
<p>P64 第 2 章 第 5 節 被ばく対策</p>	<p><b>2. 事故発生後の対応</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等における検査・<u>被ばく原子力災害医療</u>の実施</p> <p>県の計画では、必要に応じて被ばく患者を県保健福祉事務所や初期被ばく医療機関へ搬送し、更に専門的な医療が必要となった場合には、被ばく患者を東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター及び地域医療センター（<u>宮城県立病院機構宮城県立循環器・呼吸器病センター</u>内）の二次被ばく医療機関又は<u>弘前大学及び放射線医学総合研究所の三次被ばく医療機関高度被ばく医療支援センター</u>に<u>移搬</u>送するものとされている。</p> <p>市は、避難施設等における<u>スクリーニング避難退域時検査</u>の結果、<u>被ばく原子力災害医療</u>を要すると認められる市民等及び他市町からの避難者を初期被ばく医療機関等に搬送する必要がある場合には、県と連携し、搬送に必要な対応を実施する。</p>	<p>原子力災害対策 指針及び県地域 防災計画の反映</p>